

第一 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

一 障害者である派遣労働者の有する能力の有効な發揮の支障となつてゐる事情の改善を図るための措置として次の内容を追加すること。

派遣元事業主は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第二条第一号に規定する障害者（以下単に「障害者」という。）である派遣労働者から派遣先の職場において障害者である派遣労働者の有する能力の有効な發揮の支障となつてゐる事情の申出があつた場合又は派遣先から当該事情に関する苦情があつた旨の通知を受けた場合等において、同法第三十六条の三の規定による措置を講ずるに当たつて、当該障害者である派遣労働者と話し合いを行い、派遣元事業主において実施可能な措置を検討するとともに、必要に応じ、派遣先と協議等を行い、協力を要請すること。

二 派遣労働者を特定することとする行為に対する協力の禁止等に次の内容を追加すること。

派遣元事業主は、派遣先との間で労働者派遣契約を締結するに当たつては、派遣元事業主が当該派遣先の指揮命令の下に就業させようとする労働者について、障害者であることを理由として、障害者を排

除し、又はその条件を障害者に対してのみ不利なものとしてはならず、かつ、これに基づき障害者でない派遣労働者を当該派遣先に派遣してはならないこと。

### 三 紹介予定派遣に次の内容を追加すること。

派遣元事業主は、派遣先が障害者に対し、面接その他紹介予定派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為を行う場合に、障害者雇用促進法第三十六条の二又は第三十六条の三の規定による措置を講ずるに当たっては、障害者と話し合いを行い、派遣元事業主において実施可能な措置を検討するとともに、必要に応じ、派遣先と協議等を行い、協力を要請すること。

### 第一 適用期日

この告示は、平成二十八年四月一日から適用するものとすること。

# 派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

## 第一 派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部改正

一 障害者であることを理由とする不当な差別的取扱いの禁止として次の内容を追加すること。

派遣先は、派遣元事業主との間で労働者派遣契約を締結するに当たっては、派遣元事業主が当該派遣先の指揮命令の下に就業させようとする労働者について、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第二条第一号に規定する障害者（以下単に「障害者」という。）であることを理由として、障害者を排除し、又はその条件を障害者に対するのみ不利なものとしてはならないこと。

## 二 適切な苦情の処理に次の内容を追加すること。

派遣先が適切かつ迅速な処理を図るべき苦情には、障害者である派遣労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつてている事情に関するもの等が含まれることに留意すること。

## 三 障害者である派遣労働者の適正な就業の確保として次の内容を追加すること。

(一) 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者に対する教育訓練及び福利厚生の実施につい

て、派遣労働者が障害者であることを理由として、障害者でない派遣労働者と不当な差別的取扱いをしてはならないこと。

(二) 派遣先は、労働者派遣契約に基づき派遣された労働者について、派遣元事業主が障害者雇用促進法第三十六条の三の規定による措置を講ずるため、派遣元事業主から求めがあつたときは、派遣元事業主と協議等を行い、可能な限り協力するよう努めなければならないこと。

四 派遣先が特定等に当たり障害者雇用促進法第三十四条の趣旨に照らし行つてはならない措置等として次の内容を追加すること。

(一) 派遣先は、特定等を行うに当たつては、例えば次に掲げる措置を行わないこと。

- ア 特定等に当たつて、障害者であることを理由として、障害者をその対象から排除すること。
- イ 特定等に当たつて、障害者に対してのみ不利な条件を付すこと。
- ウ 特定等に当たつて、障害者でない者を優先すること。

エ 派遣就業又は雇用の際に予定される求人の内容の説明等の特定等に係る情報の提供について、障害者であることを理由として障害者でない者と異なる取扱いをすること又は派遣元事業主にその旨

要請すること。

- (二) (一)に関し、特定等に際して一定の能力を有することを条件とすることについては、当該条件が当該派遣先において業務遂行上特に必要なものと認められる場合には、行って差し支えないこと。一方、特定等に当たつて、業務遂行上特に必要でないにもかかわらず、障害者を排除するためには条件を付することは、行つてはならないこと。

- (三) (一)及び(二)に関し、積極的差別是正措置として、障害者でない者と比較して障害者を有利に取り扱うこととは、障害者であることを理由とする差別に該当しないこと。

- (四) 派遣先は、障害者に対し、面接その他特定することを目的とする行為を行う場合に、派遣元事業主が障害者雇用促進法第三十六条の二又は第三十六条の三の規定による措置を講ずるため、派遣元事業主から求めがあったときは、派遣元事業主と協議等を行い、可能な限り協力するよう努めなければならぬこと。

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

この告示は、平成二十八年四月一日から適用するものとすること。